

令和4年度の国民年金保険料の納付について

令和4年度の国民年金保険料は 月額 16,590円 です。

☐座振替にすると
便利でおトク!

国民年金保険料を納めるのが困難な場合には **免除・納付猶予制度の申請を!**

保険料免除や納付猶予になった期間は、老後に年金を受け取るための受給資格期間に含まれ、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

① 免除制度 (※失業特例あり)

障害年金(1・2級)受給者は法定免除の手続きが必要です。

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額免除又は一部免除になります。

② 納付猶予制度 ※令和7年6月までの時限措置 (※失業特例あり)

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

★必要な持ち物★ 個人番号の分かるもの(マイナンバーカードなど)または年金手帳(基礎年金番号通知書)、離職票など(失業特例を利用する場合のみ)

※失業などの場合は、「雇用保険受給者証」または「離職票」の写しや失業の事実およびその年月日を確認できる公的機関が証明する書類を申請時に添付していただくと、失業した本人の前年所得を「0円」とみなして審査します。(配偶者の所得には適用しません。)

免除等の種類と 納付金額 年金額 資格期間	全額免除 納付金額 0円	納付猶予 納付金額 0円	一部免除			未納 納付金額 16,590円
			3/4免除 納付金額 4,150円 (年度毎に金額異なる)	1/2免除 納付金額 8,300円 (年度毎に金額異なる)	1/4免除 納付金額 12,440円 (年度毎に金額異なる)	
将来受け取る 年金額に反映	2分の1	反映 されない	納付すると 8分の5	納付すると 4分の3	納付すると 8分の7	反映 されない
基礎年金の受給 資格期間に	含まれる		納付すると 含まれる	納付すると 含まれる	納付すると 含まれる	含まれない

③ 学生納付特例制度 (※失業特例あり)

学生の人で**本人**の前年所得(1月から3月までに申請する場合は、前々年所得)が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。学生納付特例に該当する人は上記の①②は申請できません。

★必要な持ち物★ 学生証、個人番号の分かるもの(マイナンバーカード)または年金手帳(基礎年金番号通知書)

◎平成31年2月1日以降に出産された国民年金1号被保険者の方へ

産前産後期間について国民年金保険料の免除申請ができます!

免除された期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除を受けるには申請が必要です。

※厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者は申請できません。

免除・納付猶予期間は毎年7月～翌年6月です。

毎年7月以降に申請が必要です。

全額免除、納付猶予の場合は次年度の継続審査を希望することができます。

学生納付特例期間は毎年4月～翌年3月です。

毎年4月以降に申請が必要です。

継続して学生の場合は、継続申請用のハガキが次回の申請時期に届きます。

市役所または
年金事務所
で申請

日本年金機構にて審査
審査に2~3ヶ月
かかります。

審査通知書
(ハガキ)が
送付されます。

※免除等審査中であっても納付書や未納通知が届く場合があります。

○過去2年までさかのぼって申請することができます。